

介護サービス事業所等実態調査業務委託仕様書

1 目的

団塊世代が75歳以上となる令和7(2025)年、生産年齢人口の減少と介護ニーズの増大が見込まれる令和22(2040)年の双方を見据え、介護人材の確保は介護分野における最重要課題となっている。

次期宮崎県高齢者保健福祉計画の策定に向け、指定介護サービス種類別・職種別・市町村別等の介護職員数の実数を把握するとともに、市町村別介護人材需給推計の実施及び地域の実情に応じた人材確保対策のあり方を検討するために必要な調査・分析を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 委託業務の内容

受託者は、介護保険に関係する法令や趣旨を十分理解した上で、以下の業務を行う。

(1) 調査の準備

県と協議の上、以下の準備を行う。

- ・業務スケジュール等の計画書作成
- ・調査対象の抽出方法の設定
- ・回収率等を考慮した介護職員数の推計方法の設定
- ・調査票様式の作成

(2) 調査

県内の指定介護サービス事業所・施設を対象として、市町村別・サービス種類別・職種別に職員数の調査を行う。

サービス種類は県が指定する22種とし、職種は厚生労働省が実施する「介護サービス施設・事業所調査」に準拠する。

介護サービス事業者に対する調査実施の案内は書面で行うことを原則とし、回答は書面又はオンラインで行うものとする。

(3) 調査結果の整理・集計

- ・(1)で設定した推計方法による職員数(実績推計値)の算出
- ・指定介護サービス別、市町村別の職種別配置率(利用者100人当たり職員数)の算出
- ・職員数を指定介護サービス別、職種別、市町村別、勤務形態別にクロス集計

(4) 分析・提案

- ・介護職員数の状況について、県内の人口分布や地理的状況等の視点で分析
- ・高等教育機関等の外部専門家による分析
- ・人材確保施策の立案に有効な助言、提案

4 委託料

4, 290, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※実施に係る経費を含む。

※委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。

5 成果品

以下の内容を含む調査・分析結果報告書（A4カラー製本版1部）及び電子データ一式を提出すること。

- ・調査の概要
- ・属性
- ・調査結果
- ・分析結果、提案
- ・調査票

6 その他

- (1) 抽出・集計・推計方法については、「介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）」の手法を参考に設定すること。なお、抽出対象サービスは、訪問介護、通所介護、居宅介護支援及び介護予防支援サービスを原則とする。
- (2) 調査の対象は、県が一覧を示す約3, 800事業所から統計に必要な数を抽出する。
- (3) 成果品についての権利は、全て県に帰属する。
- (4) 業務の遂行にあたっては、県と十分協議・連絡を行うこと。
- (5) 業務は、県との調整の中で業務内容の変更等があり得る。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて受託者と協議の上、対応することとする。
- (6) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。

[参考資料等]

○厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>

○厚生労働省「介護保険事業状況報告」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/84-1.html>

○宮崎県高齢者保健福祉計画（令和3年3月）

○株式会社日本総研「第8期に向けた介護人材の需給推計ワークシートの開発に関する調査研究事業」※サービス分類関係

<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=38673>